

景観事前協議制度のお知らせ

彦根市では、彦根市景観計画を告示し、彦根城周辺を中心に良好なまちなみ景観の形成ならびに市内の自然、歴史、文化遺産を生かした、彦根にふさわしい景観まちづくりを推進しています。

そのなかで、彦根市景観計画に基づく届出対象のうち、景観への影響が大きいとされる行為に対し、事業計画の早い段階において景観形成に寄与する措置の反映を行っていただけるよう『事前協議制度』を規定しています。

対象となる行為をご計画されている場合は、景観法第16条第1項に基づく届出の前に必ず事前協議を済ませていただけますよう、お願いします。

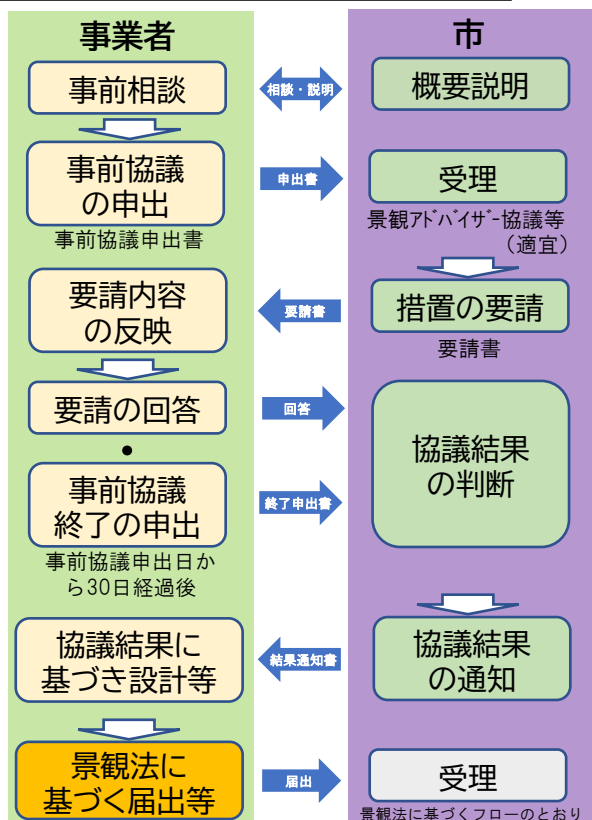
1)事前協議の対象について

地域区分		対象行為および規模
重点地区	城下町景観形成地域 旧松原内湖景観形成地域 佐和山風致景観形成地域 琵琶湖・内湖景観形成地域 芹川河川景観形成地域 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域 国道306号沿道景観形成地域	【建築物・工作物】 ア) 建築面積が 500m^2 を超える建築物の建築等または工作物の建設等の行為 イ) 高さが 10m を超える建築等または建設等の行為 【太陽光発電設備】 ウ) 地上に設置する太陽光発電設備のうち、モジュール面積（太陽電池モジュールまたは集熱板の面積）の合計が 500m^2 を超えるものまたは高さが 5m を超えるものの建設等の行為 【その他】 エ) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為で市長が認める行為
一般地区	田園集落景観ゾーン 山なみ景観ゾーン 市街地景観ゾーン	【建築物・工作物】 ア) 視点場からの眺望確保エリア内における建築等または建設等の行為のうち、景観法の届出対象行為

2)事前協議の申出時期について

該当する行為に着手する日の90日前まで

3)事前協議手続きのフローについて



4)提出書類について

以下の書類を揃えて、行為に着手する90日前までに提出してください。

なお、景観影響調査の対象行為については、併せて「景観影響調査書」とその他関係資料の提出が必要です。



様式のダウンロードは、こちらの二次元コードを参照ください。

提出部数：2部（正・副）

- ☐ 事前協議申出書（様式第2号）
- ☐ 附近見取図（縮尺 1/2,500程度）
→ 方位、道路、目標物、行為の位置等を明示
- ☐ 配置図（縮尺 1/200程度）
→ 敷地境界・建物の配置、現況写真撮影方向等を明示
- ☐ 基本計画図（縮尺 1/100程度）
→ 平面図・立面図等で計画内容が分かる図面
- ☐ 現況写真（カラー）
→ 行為地とその周辺状況がわかるように撮影
- ☐ その他必要な書類
→ 計画の概要が分かる資料など

※景観影響調査対象行為

- ☐ 景観影響調査書およびその他関係資料

5)地域区分および眺望確保エリアについて

彦根市ホームページで公開しています「彦根マップ」でご確認いただくことができます。

「彦根マップ」は、こちらの二次元コードからアクセスできます。



お問い合わせ先

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

TEL: 0749-30-6148 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

E-mail: keikan@ma.city.hikone.shiga.jp